

46—00 P U D T

確定

1. 審決等の確定

審決及び決定は、それに対して不服のある者により法の規定する期間内（[特 § 178③](#)、[実 § 47②](#)、[意 § 59②](#)、[商 § 63②](#)）に訴えが提起されず、又は提起されても終局的にその審決等が支持されて、通常の不服申立ての方法で取り消すことができない状態になったとき確定する。

また、拒絶査定不服審判において特許（登録）すべきものとする審決、訂正審判において訂正が認められた場合の審決は、不服を申し立てる法律上の利益を有する者が存在しないことから、審決の謄本の送達があったときに確定する。

2. 審決等の一部確定

各種審判等（→[00—01](#)）に係る審決等のうち、特許（登録）無効審判（[特 § 123](#)、[実 § 37](#)）、特許異議の申立て（[特 § 113](#)）、訂正審判（[特 § 126](#)）、登録異議の申立て（[商 § 43 の 2](#)）、商標登録無効の審判（[商 § 46](#)）及び書換登録無効審判（[商 附則 § 14](#)）の審決等は、以下に示すとおり、その一部が確定（部分確定）することがある。

- (1) 特許（登録）無効審判（[特 § 123](#)、[実 § 37](#)）の審決の部分確定（[特 § 167 の 2](#)、[実 § 41](#)）（→[51—19](#)の 4.）、特許異議の申立て（[特 § 113](#)）の決定の部分確定（[特 § 120 の 7](#)）（→[67—06](#)の 5.）

二以上の請求項に係る特許（登録）については、請求項ごとに特許（登録）無効審判を請求することができ、二以上の請求項について特許（登録）無効審判が請求された場合においては、原則、個々の請求項ごとの審判が同時に進行しているものと解される。そして、無効審判請求に対する審決（請求成立・不成立）は、各請求項についての判断ごとに可分な行政処分であり、その審決取消訴訟において、審決の一部のみが支持されたときや、複数の請求項の一部に

ついて審決取消訴訟が提起されなかったときは、審決のうち、当該請求項に係る部分は、別個に確定する。

また、「一群の請求項」ごとに訂正の請求がされたとき（[特 § 134 の 2③](#)）における特許の審決については、その一群の請求項の全ての請求項が確定する状態になったときに、その一群の請求項ごとに確定する。

ここで「一群の請求項」は、訂正前のもので判断する。ただし、「一群の請求項」を構成する特定の請求項について、引用関係を解消する訂正又は請求項を削除する訂正が認められ、当該特定の請求項に係る訂正事項について「別の訂正単位とする求め」（→[38—01](#)）をしていた場合は、当該特定の請求項は別の訂正単位として取り扱われ、一群の請求項を構成する他の請求項とは別個に確定する。

特許異議の申立てにおいても同様である。

(2) 訂正審判（[特 § 126](#)）の審決の部分確定（[特 § 167 の 2](#)）

二以上の請求項に係る特許については、請求項ごと又は一群の請求項ごとに訂正審判を請求することができ、このときは、原則、請求項ごと又は一群の請求項ごとの審判が同時に進行しているものと解される。そして、訂正審判の請求に対する審決（訂正認容・不認容）は、請求項ごと又は一群の請求項ごとの判断ごとに可分な行政処分であり、その審決取消訴訟において、審決の一部が支持されたときや、審決の一部について審決取消訴訟が提起されなかったときは、当該一部のうち、当該請求項に係る部分は、請求項ごと又は一群の請求項ごとに確定する。「一群の請求項」の考え方については上記(1)と同様である。

(3) 商標登録異議の申立て（[商 § 43 の 2](#)）、商標登録無効審判（[商 § 46](#)）及び書換登録無効審判（商附則 § 14）の部分確定（[商 § 43 の 14](#)、[§ 55 の 3](#)、商附則 § 16 の 2）

二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに、商標登録異議の申立て又は商標登録無効の審判請求をすることが可能であり、その決定又は審決は、特許（登録）無効審判と同様に、指定商品又は指定役務ごとに部分確定する。

3. 特許無効審判の審決及び特許異議の申立てについての決定の確定と訂正内容の確定

請求項ごとに特許無効審判の~~の~~請求~~が~~された場合であって、訂正の請求がされた場合~~ときは~~は、以下のとおり、請求項ごと又は一群の請求項ごとに審決が確定する。

(1) 審決のうち、請求項ごと又は一群の請求項ごとに訂正を認めた部分と、当該請求項ごと又は一群の請求項ごとの審判請求の成立・不成立に係る部分は、一体不可分的に確定する。

(2) 審決のうち、無効審判の請求がされ、かつ、審決取消の訴えの提起がなかった請求項又は一群の請求項について訂正を判断した部分は、訴え提起が可能な期間を経過した時点で、その請求項又は一群の請求項に対する審判請求の成立・不成立に係る部分の確定とともに確定する。

~~(2)~~ なお、一群の請求項のうちの少なくともいずれかの請求項について、審決取消の訴えが提起されると、当該一群の請求項について訂正を判断した部分についての審決は確定しない（特 § 167 の 2 一）。（取消判決が一群の請求項のうち一部の請求項について確定したときの審理→51—21 の 2. (3) ア(イ)）

(3) 審決のうち、無効審判の請求がされていない請求項又は無効審判の請求がされていない請求項のみから構成される一群の請求項について訂正を認めた部分は、審決の送達とともに確定する。なお、この場合、訂正を認める旨の審決が送達された後~~に~~の無効審判の請求~~が~~の取り下げ~~られたときであっても~~は、当該訂正を認め~~る旨~~た部分についての審決の確定に影響しない。

(4) 特許異議の申立てについての決定の確定も同様である。

(改訂 R8~~1~~. ●6)